

令和２年度小・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

## 新入学にかかる学用品費（就学援助費）支給のお知らせ

飯山市教育委員会

飯山市教育委員会では、経済的理由等で就学が困難なご家庭の保護者を対象に、「就学援助制度」として、就学にかかる費用の一部を援助しています。

そのうち、来年度小・中学校に入学予定のお子様がいるご家庭には、新入学準備に必要な費用（**新入学児童生徒学用品費**）を、入学される前年度の３月に支給します。

入学前に上記の援助を希望される方は、受付期間中に申請手続きをしてください。

なお、今回申請されない方でも、入学後に申請し認定となった場合は、新入学児童生徒学用品費は支給されます（支給時期は７月下旬です）。

### 《新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けることができる方》

（１）飯山市に居住し、令和２年３月３１日以前に市外へ転出する予定のない方

（２）お子様が令和２年４月に小・中学校に入学予定の方

（３）次のいずれかに該当する方

- ① 市民税が世帯全員非課税
- ② 児童扶養手当の支給を受けている
- ③ 生活保護がこの１年以内に停止又は廃止になった
- ④ 教育委員会が定める所得（平成３０年中）基準に該当する



※以下は所得の目安です。所得基準は世帯構成や年齢によって異なります。

| 世帯構成（例）                                         | 世帯人数 | 世帯の総所得金額 |
|-------------------------------------------------|------|----------|
| 母（３３歳） 子（小１）                                    | ２人   | １７５万円程度  |
| 父（３３歳） 母（３３歳） 子（小１）                             | ３人   | ２３１万円程度  |
| 父（３６歳） 母（３６歳）<br>子（小３） 子（小１）                    | ４人   | ２８６万円程度  |
| 父（４１歳） 母（３８歳）<br>子（中１） 子（小３） 子（５歳）              | ５人   | ３３０万円程度  |
| 父（４５歳） 母（４５歳）<br>子（高１） 子（中２）<br>祖父（７０歳） 祖母（６８歳） | ６人   | ３８０万円程度  |

※総所得とは、課税（非課税）証明書の「総所得金額」のことを指します。

### 《申請手続きについて》

- ◆ 申請書類（在籍する学校及び市役所で配布します。飯山市公式ホームページからでもダウンロードできます。）
  - ・（別紙１）令和２年度就学援助費（新入学児童生徒学用品費）交付申請書
  - ・（別紙２）準要保護児童生徒に係る世帯票
- ◆ 申請方法  
小学校入学予定の方・・・飯山市役所３階子ども育成課へ持参又は下記へ郵送

〒389-2292 飯山市大字飯山１１１０－１

飯山市教育委員会 子ども育成課 学校教育係 宛

中学校入学予定の方・・・在籍する小学校へ提出

- ◆ 支給額 小学校 ５０，６００円 中学校 ５７，４００円
- ◆ 支給時期 令和２年３月上旬～中旬
- ◆ 支給方法 申請書に記載の口座に直接振り込みます。
- ◆ 受付期間 令和２年２月１４日（金）まで

### 《認定結果のお知らせ》

２月下旬～３月上旬までに、小学校入学予定者は郵送により、中学校入学予定者は在籍する小学校を通じて、認定結果をお知らせします。

### 《留意点》 ※必ずお読みください※

- ・ 入学前支給を受けた方で、入学後も就学援助を希望される場合は、別途申請が必要です。令和元年中の所得に基づいて、改めて認定審査を行うため、入学前と入学後で認定結果が異なる場合があります。
- ・ 入学前支給後、令和２年３月３１日以前に市外に転出された場合は、支給額を全額返金いただく必要があります。

### 《その他の就学援助項目について》

- ・ 新入学児童生徒学用品費以外の就学援助費の申請は、４月以降に受け付けます。  
入学後に学校から配布されるお知らせをご確認の上、申請手続きをしてください。
- ・ 新入学児童生徒学用品費以外の就学援助の支給項目は、  
＜学用品費・通学用品費（１学年以外）・校外活動費・修学旅行費・体育実技用具費・学校給食費・医療費（対象疾病のみ）＞です。
- ・ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

＊お問い合わせ先＊

飯山市教育委員会事務局

子ども育成課 学校教育係

TEL 0269-62-3111（内線 362）